

市民法の生成と解体(四)

宮 川 澄

はしがき

- 一、封建法の構造と、その社会的役割(一一卷二号)
 - 二、封建法の物質的基礎の変移
 - 三、市民法思想の形成(以上一一卷三号)
 - 四、市民法の構造と理念(一二卷二号)
 - 五、市民法の社会的役割
 - 六、市民法の物質的基礎の変移(以上本号)
 - 七、市民法の分解と社会法の成立(以下次号)
- むすび

五 市民法の社会的役割

われわれは前項までの論述によって、市民法が封建社会の胎内に芽生えはじめた資本主義的生産関係の展開によって、引き起されたブルジョア革命の結果として、政治的諸権力を把握したブルジョアジーの手によって形成されたこ

市民法の生成と解体(四)

と。そしてそれ以後、資本主義的生産関係の発展に照応して、いかに完結してゆくことになったかについて考察してきた。そしてとくに前項で取り扱うことになった中心的課題は、いうまでもなく市民法のもつ法律的構造と、それとの関連において、市民法がどのような理念をもって表現されているかを解明してゆくことであった。そして全体としてみれば、市民法の法律的構造をなしている私的(資本主義的)所有・法律的主体・契約などの諸概念が、市民法の理念の構造的表現としてあらわされていることを、理解することができたわけである。もちろんこの市民法がもつ理念は、抽象的意味をもっているだけではない。いうまでもなく現実^ニに市民法は、社会的意味をもつが故に存立するわけである。従って市民法が資本主義社会においてはたゞ社会的役割を理解することによって、はじめて実践的な意味をもつことになるわけである。そのためその解明が^レつぎの課題となってくる。従ってこの項で取扱う課題は、市民法が具体的にどんな社会的役割をもつて機能したか、また実際に市民法はどのように社会的役割をはたしてきたかを明らかにしようとすることである。しかもこの点についての理解は、同時に資本主義社会が産業資本主義から独占資本主義へと^レいう発展段階において、これまでの市民法が基本的な社会構造に合致しつつも、新しい社会・経済的諸条件に適合してゆくために、形式を保存しつつも、その内容を極度に^レ変質させてゆかざるをえないという事実の推移を、理解するために必要な鍵を、提供することになるからである。

さてこの市民法は、すでにわれわれがとりあげた具体的な事実の考察によって、理解することができたように、現実に展開している資本主義的生産関係を、規制するために形成された法律である。K. Marx もこの市民法が『一般の経済状態に適應し、その表現でなければならぬばかりでなく、^レ内的に^レ関連し^レあつた表現であつて、^レ内的矛盾によって自分自身に正面衝突するようなものであつてはならない。そしてこれをしあげるために、^レ経済的関係の反映の

忠実さはしだいにうしなわれていく。そしてこのことは、ある法典がある階級の支配のむきだしな、緩和されぬ、正真の表現であることがすくなくなつてゆけばゆくほど、ますますはなはだしくなる。もっともこうなつたらすでに「法律概念」に反するであろう。一七九二―九六年の革命的ブルジョアジーの純粹な首尾一貫した法律概念は、周知のように、ナポレオン法典ではすでに多くの面で偽造されている。そしてこの法律概念がこの法典のうちに表現されているかぎりでは、プロレタリアートの増大する力によって、あらゆる点で毎日のように骨ぬきにされざるをえない。このことはナポレオン法典が全世界におけるすべての新法典編纂の基礎をなす法典となることをさまたげない。こうして「法律發展」の行程は、多くは、まず經濟的關係を直接法律的原则に翻譯することから生じる矛盾をとりのぞき、一つの調和のとれた法律体系をつくりだそうとつとめ、ついでいっそうの經濟的發展の影響と強制とがこの体系をたえず破壊して、あたらしい矛盾のなかへまきこんでゆく点に存するにすぎない』ことを述べている。もちろん市民法は、資本主義的生産關係を規制するものである。しかしその直接の規律対象は、いうまでもなく商品の交換(流通)過程である。そしてこの商品の交換(流通)過程を規制することによって、それに先行する商品の生産過程をも、規制することができたのである。すくなくとも産業資本主義のもとでの、いわば典型的な市民法は、そうした意味をもちえたのである。しかしこんにちでは、それとはひじょうに異つた性格のものとなつてしまつてゐる。こんにちの市民法は、独占資本主義のもとで、それ自体だけで資本主義的生産關係にたいして、市民法的規制・市民法的秩序をあたえることはできなくなつてしまつた。この意味で市民法は、もはや歴史的な意義をもつにすぎないといえるほどである。

いうまでもなく資本主義社会においては、生産手段にたいする私的(資本主義的)所有が、基本的な所有關係として、

法律制度的に承認されている。この私的(資本主義的)所有と生産の社会的性格とのあいだの矛盾が、資本主義社会の発展を導く素因をなしている。しかもこの生産自体のもつ社会的性格と生産物(商品)にたいする私的(資本主義的)所有のあいだの矛盾は、資本主義的生産における自由競争とその無政府性とを条件づけることになるのである。このことは経済的自由主義、つまり経済生活における自由競争を意味している。そしてそれは産業資本主義のいつその発展がとげられたことのうちに示されている。こうして市民法自体のなかに規定された諸原理は、そうした経済的自由競争を助長したのであり、そこに資本の集中・集積を結果した。こうしていまでは巨大な独占資本が形成されている。この産業資本主義から独占資本主義への移行の時期における私的(資本主義的)所有の現実的な・具体的な肢態は、カルテル・トラスト・コンツェルンという経済的形態をとったのであり、それが商品市場を独占していた。こういうように産業資本主義から独占資本主義への移行という急激な社会・経済的諸条件の変化が、ほぼ一九世紀末から二〇世紀のはじめにかけてなされたのである。これにともなって、市民法はかつて F. Engels によって、『商品生産社会の最初の世界法』と規定されたそれとでは、いちぢるしい内容上の変化をとげざるをえなかった。

ことに独占資本主義が金融独占資本主義といわれるような段階ともなれば、これまでの経済的自由主義の前提条件はまったく失われることになった。この時期には、人々のいだきつづけてきた自由な個人的諸活動によって、従って経済的な自由競争によって、経済的諸関係を自動的に調節することができなくなるのである。われわれが歴史的な事実として理解できるように、そこでは国民生活にたいする国家的な規制的作用、つまり現象的にみれば国家の統制作用なしには、もはや資本主義的生産関係を維持し、擁護することができなくなった。従ってそれなしに、資本主義社会は繁栄をたどることができるといえるのだという考え方は、もはやたんに一個の幻想にすぎないことが、幾多の事例で示され

るようになったのである。つまりこれまでの経済的自由主義を実現するために基礎づけられてきた市民法の諸原理は、この新しく出現した社会・経済的諸条件に即応しえなくなったからである。市民法の基本的原理にたいする根本的な反省は、独占資本主義のもとでは、経済的自由主義の諸要求が、独占資本の利益のために排除されるという社会・経済的諸条件の変化にうながされて生じたわけである。これは法律思想上の変化にうらづけられて、いかに法律的な論理に従って根拠を与えるかによって、大いに促進されざるをえなかった。³⁾

こうしてわれわれが、もしもこの市民法の発展について系譜的に考察してゆくならば、いつでも市民法の存立の基盤となっている具体的な社会・経済的諸条件の歴史的规定性を把握することができる。それにもかかわらず市民法は、それらの歴史的规定性の一切を捨象したものと、一般性・抽象性をもつものとして表現されている。もちろんこの市民法の一般性・抽象性は、それが具体的な法律関係にたいして適用されるにあたっては、個別的な解釈方法によって、そのものもつ歴史的规定性に従って、具体的な意味と内容とが附与されることになる。従って外見的にみれば、すくなくとも市民法は、たんに私的(資本主義的)所有にもとづく商品の交換関係の一定の展開としてのみ考察されうる根源を与えられることになる。⁴⁾従って市民法はたとえ一般性・抽象性をもつものとして構築されていても、それは本質的に資本主義的生産諸関係の体制的な産物なのである。市民法はあくまでも、歴史社会としての資本主義社会に特有な経済的土台の強化と発展に役立つものとして形成され、現実⁵⁾にそれに奉仕している。このことは市民法が、資本主義社会の経済的諸関係を、法律的に反映しているためである。しかもこの市民法は、資本主義社会における全体としての法律体系の一つの構成部分をなしている。そして市民法は、他の諸法律とともに、資本主義社会という社会制度自体を永続的なものとして、確保しようとする要求にこたえている。従って市民法が資本主義社会のすべ

ての構成員の共同の利益に奉仕するものとして、一般性・抽象性のもとで示していても、事実においてはブルジョアジーの利益を実現するという、その目的を貫徹するために、そうした形態をあたえたものにはかすぎない。⁶⁾ いいかえればブルジョアジーの経済的支配を維持しようとするものである。これは同時にブルジョアジーの政治的支配そのものの強化に役立つことになる。

- (1) コンラット・シュミットあての手紙(邦訳 マルティン選集一五卷下)大月書店 一九五〇年二月(五一―一九ページ)
- (2) F. Engels: Ludwig Feuerbach und der Ausgang der Klassischen deutschen Philosophie, Dietz Verlag, Berlin, 1965, s. 53
- (3) 野田良之 註釈学派と自由法(法哲学講座三卷)有斐閣 一九五六年一〇月(二二四ページ)。
- (4) 藤田勇 全人民的所有の運動形態としての計画契約の法的構造(社会科学研究八卷三・四号合併号)一九五七年二月(八ページ)。
- (5) Maurice Cornforth: The Theory of Knowledge, Dialectical Materialism, An Introductory Course, Vol. III 1954. (藤野涉他訳 認識論上巻)理論社 一九五六年一月(八二ページ)
- (6) Marx/Engels: Die Deutsche Ideologie, S. 45

このように市民法は普遍的形態をとって示され、唯一の合理的な普遍的妥当性をもつものとして示されている。しかしそうした形態で示されていても、法律に再現されたブルジョアジーの意思としての市民法の本質には、すこしもかわりがない。だから市民法がブルジョアジーの利益に奉仕していることはいうまでもない。従って市民法はブルジョアジーにとって有利にして、便利な経済的・政治的諸制度を、資本主義社会に体制的にうちたてようとする社会的役割をもっていることを一般化することができる。⁷⁾ 資本主義社会の物質的基礎をなしている資本主義的生産関係と、それを根底として創出された市民法は、どうしてもその概念構成において、現実に存在している経済的諸関係のもつ内

的矛盾を、自己のうちにふくまざるをえない。この経済的諸関係における矛盾は、人間関係としてはブルジョアとプロレタリアートのあいだの矛盾という形態において現象し、展開している。しかもこの矛盾は、もつともするどいかたちの階級斗争に発展・成長せざるをえない。ブルジョアとプロレタリアートは、かれらの社会的生活の物質的基礎の差異によって、異った考え方・思想をもっている。従ってブルジョアは自己の支配的地位を確保するために努力をつづけざるをえないし、まさにその目的を達成するために、市民法を形成しているわけである。市民法はいうまでもなく資本主義的生産関係が現実存在していなければ、けつして形成されることができないものである。それは市民法がすでに形成されている経済的諸関係の維持と擁護に奉仕するために、築きあげられているという存立の基盤にもとづくのである。もちろんわれわれがしばしば論述してきたように、この市民法は同時に、これらの経済的諸関係にたいして、一定の方向をあたえ、これを促進させる要素ともなっている。市民法はすでに形成された社会・
ヨアジーが目的意識的に、志向している社会・経済的諸条件の発展を促進し、よび起し、助長するという特性をもっている。このブルジョアの意思は、市民法を通じて実現されるのであり、そこに市民法のもつ社会的役割の本質がかくされている。⁸⁾

資本主義社会の生産諸関係は、社会的生産の物質的な基軸をなしている生産手段にたいする私的(資本主義的)所有が、この社会で保障されていることによって展開する。だから市民法は、まず第一に、資本主義社会のそうした法律的諸関係をいかに規制するかという点で、特徴的に示されてくる。私的(資本主義的)所有という法律関係の市民法的規制は、商品の流通(交換)関係の自由な展開のため先行形態の規制としての意味をもつのであり、流通(交換)関係の

法律的規制としての社会的役割をもつ民法にとっては、いわば逆転した表われ方をなしているわけである。前項(四、市民法の構造と理念)で明らかにした市民法原理としての、私的(資本主義的)所有の法律制度的確認、つまり一般に『所有権の絶対性』とよびならわされている原理が、どういう社会的役割をもっているかを把えてゆけば、このことは例証されると思う。この点について、いますこし考察してみたい。資本主義社会における所有関係は、資本主義的生産関係から生まれ得る人間と人間とのあいだの社会的な関係なのである。しかしこれは民法の外被のもとで、法律的主体と権利の客体をなしている財産そのものとのあいだの一般的な支配の関係として示され、それが法律的に概念づけられている。従って民法のもとでは、所有関係は特定の財産所有者と、かれが現実支配している財産(物)とのあいだの、単純で・直接的な関係として論理構成され、把握されている。しかも民法においては、生産手段にたいする所有の主体がだれであるかということは、すこしも問題とされていない。民法においては、所有の主体はいつでもまたどこでも抽象的な『人』(法律的人格者)として規定し、あらわれている。このことよって現に生産手段をもっているものは、法律的人格という一般的な・抽象的な法律的概念を利用して、生産手段にたいする関係は、権利関係に転化され、それが法律的に保障されることになるわけである。それと同時に、また所有の対象(客体)そのものは、財産一般としてあらわされている。そのため財産そのものが、具体的にどういふものであるか、つまりそれが生産手段であるか、消費手段であるかは、すこしも問題とされないのである。民法におけるこの所有の対象(客体)を、財産一般として規定していることは、民法がそれを抽象的な『物』として概念概成し、規定している点でも示されている⁹⁾。このことよって、生産手段は所有の対象(客体)としての『物』という一般的概念を利用して、権利関係に転化される。そして市民法的な所有関係として、法律的に保障されることになる。こうして個々の生産手段の所

有者は、市民法において主体の面からも、また客体の面からも、つまり二重の関係において権利関係として転化されるのである。従って生産手段の所有者は、法律的にそうした地位を保障されている。市民法の法律技術的な役割は、こういう点で重要な意味をもっているわけである。

(7) エム・ゼ・セレクトル 法と道徳 ソヴェト法学一卷二号 四〇ページ

(8) エム・イ・カリーニン 全露中央執行委員会の立法活動の拡大について (論文・演説集(一九一九—一九三五年)) 一九三六年モスクワ版 八〇ページ

(9) 藤田勇 法範疇についてソヴェト法学一卷一号五二—五三ページ

市民法における所有関係は、たんにこのような主体と客体との結合関係を意味しているにすぎない。従って市民法における所有関係においては、主体と客体との個々の結合関係としてもつ、すべての社会・経済的意味は捨象されてしまっている。それはたんなる抽象的な『所有関係』として概念構成されているにすぎないのである。従って法律的なカテゴリーとしての『所有関係』と、経済的なカテゴリーとしての『所有関係』としてのものもつ意味との差異を、はっきりと区別しておかなければならないことになる。もしもそうした配慮がなされていなければ、問題の把握そのものにあやまりをひき起すことになるであろう。市民法における所有関係について、ここで若干の考察をなしておこう。市民法はこの所有関係の概念構成をなすにあたって、つぎのような論理構成をもちいている。すなわち人々がどのような社会においても社会的生産をおこなうばあいには、まず人々は生産手段にたいする相互関係を、社会的に規制しておくことを必要とする。従って、資本主義社会においても、このことは必要である。そこで資本主義社会では、生産手段を私的(資本主義的)所有という法律的形態をとりつつ、個人的な財産として示している。それは資本主義社会で商品の生産や商品の交換を現実になしうるために、人々に商品所有者としての地位をあたえ、それらの者を拘束す

るなんらかの取りきめが作られることが必要だからである。そして人々の一切の社会的活動は、権利・義務の関係として、法律的規制の対象となりえなければならぬ。市民法自体がこの生産手段にたいする人々の相互関係を規制していることは、同時に生産手段と労働力の結合によつて生みだされる労働生産物にたいする分配をも、規制していることを意味している。従つて市民法の論理構造にとつては、労働生産物にたいする分配の規制は、商品交換関係における商品所有者の意思関係を導くことが必要となる。そしてそのかぎりで権利関係の変動が、自由な意思決定によつて、なされることの仮象をあたえることが必要である。市民法がこういう論理構造をもつならば、いうまでもなく逆説的意味において、生産過程において実現された剰余価値を獲得することの法律的保障を結果するのである。しかも労働力の凝結物である労働生産物にたいする分配の規制は、市民法では財産一般にたいする規制としてあらわされている。そのため人々はそれについて意識的・計画的な社会的規制の必要を認めるであろう。この社会的規制は社会から生れ、ますます社会から疎外される国家の権力的作用が、すべての人に平均的に・平等になされるといふことによつて承認されている。しかしそのためには、国家の権力的作用そのものが、資本主義社会に現に生活しつゝある人々の一般的な決定とか、あるいはいわいゆる『社会契約』の結果として、あらわれるものだといふ理論的根拠をあたえることが必要となる。もしもそれが可能であるならば、そのことは自然的な経過をたどつて、人々の意識のうえに、固定化することができることになるのはいうまでもない。市民法の思想的な根拠として、ひろく自然法が利用されたことはこのためであつた。こうして市民法は、原理的にいえば、資本主義社会の生産力に照応したし方で、生産手段にたいする人々の相互関係や、労働生産物の処理を規制する社会的役割をあたえ、同時に市民法自体に社会一般の法律的秩序を維持し、擁護するものだという性格づけをなしうることになる。¹¹⁾

このように市民法における所有関係は、資本主義社会で人々が社会的生産をなしてゆくために必要な、人々のあいだの関係なのであるから、それを資本主義的生産関係にふさわしく規制する必要がある。産業資本主義においては、かの経済的自由主義によって、商品の交換関係という市場自体が、自動調節の機能を發揮し、従って生産そのものを調整することができた。市民法において表現されているこの所有関係という抽象的な表現は、従ってこのような資本主義的生産によって生ずる一切の労働生産物を商品とし、またその前提としての労働力そのものまでを、商品に転化するものである。そのため市民法における所有関係は、現実の人と人との生産過程における具体的な・複雑な関係を意味している。従ってそれは市民法の概念構成がしめしているような、けっして人と物とのあいだの単純な関係ではないのである。たしかに人々は資本主義社会での生産や再生産に、なんらかのかたちで関係づけられることによって、社会的生存をなすことができる。それゆえ人々のあいだには、ある特定の社会関係がむすばれる。これは資本主義的生産関係そのものによって、一般的な形に規定されることになる。ことに資本主義社会では、生産手段は私的(資本主義的)所有されることが、市民法によって保障されている。このことによって、労働力商品の販売と購買という図式によって、労働そのものが販売され購買されたものとして、規定されている。このことは剰余価値の創出とそれの無償獲得に必要な論理構造をなしていることは、周知の通りである。

資本主義社会においては、商品生産がなされている。しかもこの商品生産の最高の形態をなしている。そのため資本主義社会では労働力が市場で商品として販売され、これが生産手段の私的(資本主義的)所有者によって購買され、生産の過程で生産手段のもち主に剰余価値を無償で提供するという経済的関係をなしているわけである。しかも同時に、資本主義社会では、社会的生産の物質的な基礎となっている生産手段が、個人の手集中し、従って生産手段を

もたない労働者が、やむなくその労働力を商品として販売することを強制されることが、制度的に保障されているわけである。¹²⁾従って市民法における所有関係は、それ自体が過ぎのような事態を内包している関係なのである。すなわち資本主義社会において生産手段を利用し、労働生産物を商品として商品の流通関係に投入し、それを処分するにあたって、商品所有者・商品にたいする法律的主体のあいだの相互関係が、いかに規制されなければならないかという法律的秩序によって、秩序づけられた関係なのである。それにもかかわらず、外形的にはこの所有関係は、市民法的秩序によって規定されるところの規律対象として示されている。しかもここでいう市民法的秩序そのものは、すでに特定の法律的価値判断によって、承認されたものである。

- (10) 稲子恒夫 ソヴェト社会主義法における私的所有と個人的所有 ソヴェト法学一卷五号 六四ページ
 (11) Maurice Cornforth: Historical Materialism, Dialectical Materialism, An Introductory Course, Vol. II, 1953.
 (白井泰四郎他訳 史的唯物論と理論社 一九五五年二月) 七九ページ
 (12) スターリン ソ同盟における社会主義の経済的諸問題(五月書房 一九五二年一〇月) 一九一―二〇ページ

このようにわれわれは市民法が規律対象となしている所有関係は、外見的にそうした形態をとって示されていても、その内実においては、資本主義社会での人々の相互関係について、意識的に要求された規制そのものが内包されていることを知ることができるのである。従って市民法は、その論理構造において、法律的な権利・義務関係の仮象をあたえているにすぎない。それは資本主義社会の人々の相互関係を所有関係として表現することによって、社会的に拘束する義務的關係に転化するためである。¹³⁾これが、市民法自体が抽象的・概念的な構成をとらなければならない理由なのである。このことを正しく理解するために、われわれがいろいろの場所で歴史的な事実にもとづく検証を、こころみてきた理由でもあった。たとえばすでにくわしく述べたように、あのフランス革命のブルジョアの勝利の記述で

あつた一八〇四年の "code civil" は、¹⁴⁾ とう時の歴史的條件のもとでは、具体的な結果の記述としてあらわれていたといふことがいえるのである。それにもかかわらず "code civil" の表現形式は、あくまでも抽象的な論理構造をもつたものである。これは抽象的な論理構造をもつことによつて、ブルジョアジーの階級的利益を、社会一般のものとして、転化することができるからであつた。従つて、市民法の社会的役割は、その歴史的條件を微細に分析し、それとの結合において理解してゆかなければならない。そうすれば市民法のもつ一般的性格、とくにそれが解釈によつて、その意味・内容が確定され、そのことによつて眞実の意味が附与されるという性格にもとずいて、つねにそれがはたした役割が現実にどうであつたかを理解できるわけである。だからさきの "code civil" をそうした観点にたつてみれば、いかにブルジョアジーの利益に奉仕したかは明白となるであらう。このことは市民法自体がまったく抽象的な考慮から出發し、現存の社会關係やそのもつ矛盾については、すこしも考慮せずつくられていたといふ点に、特徴があることを氣づかせることになる。

市民法は資本主義社会の經濟的土台を、つまり資本主義的生産關係を維持し、擁護するという社会的役割をもつてゐる。それは F. Engels の述べているように、資本主義的生産關係のたえざる發展に従つて、さまざまな社会・經濟的諸條件に照應しつつ、現存の社会的秩序として、それを『神聖化』するといふ社会的役割をはたしている。市民法はこういう社会的役割を現実にはたすために、これまで述べてきたように、抽象的・概念的な手法にたよつて、法律のまえでの市民の形式的平等を宣言した。この法律的平等は、市民社会のすべての構成員にたいしてのそれである。従つて、ブルジョアジーとプロレタリアート、財産を現にもつてゐる者とそれをもつてゐない者との事実上の、つまり經濟的・社会的な不平等を陰蔽してゐるわけである。それはすべての人が同じようにすくなくとも法律的活動の局

面では、平等であることを意味している。そしてこの市民法における法律的平等は、商品の流通過程における自由な意思関係と、商品の生産過程における自由な意思関係との形成という目的において必要なものである。そして市民法は権利・義務の直接のいない手として、法律的人格者を理論的に根拠づける形式となしていることはいうまでもない。従って市民法のなかには、いつでもまたどこでも、現実の法律的不平等が本来的に内在しているのであった。しかもこの法律的平等の概念構成に従って、資本主義社会での商品と商品の相互の主体転換という経済関係が、市民法原理によって秩序づけられることになる。従って、市民法上で展開する法律関係は、市民法原理によって媒介された経済的諸関係なのである。そこではその直接的なイデオロギー的反映として、商品の交換関係のいない手としての、法律的人格者による意思関係として示されるのである。ここでは意思関係の自由性、つまり平等性という性格が附与されることになる。このことによってそこに相互に独立した法律的人格者間の平等の権利・義務関係を構造的な型とする、市民法における法律関係(意思関係)の形成が可能となるのである。¹⁵⁾このように市民法をその本質においてみれば、不平等な法である。それにもかかわらず、平等な法としての外被を身にまとっている。従って、資本主義社会の物質的な資本主義的生産関係から、にじみでてくる、この不平等な法と、それにもかかわらず形式的な意味では、平等な法である市民法のあいだの矛盾は、市民法自体の適用においてもあらわれざるをえない。市民法には、こうした基礎的な矛盾が内在しているわけである。この市民法の内的矛盾を正しく理解することこそ、市民法にたいする正しい取扱いの鍵があるといえるのである。¹⁶⁾

(3) Maurice Cornforth: Historical Materialism, Dialectical Materialism, An Introductory Course, Vol. II, 1953.
(白井泰四郎他訳 史的唯物論公理論社 一九五五年二月〇〇〜八一ページ)

- (14) F. Ehrlich: Die Rechtshängigkeit, 1909. (川島武宣・三藤正訳「權利能力論」△有斐閣 一九四二年一月 \sphericalangle 一〇〇ページ)
- (15) 藤田勇 全人民的所有の運動形態としての計画契約の法的構造 社会科学研究八卷三・四号合併号 一二ページ
- (16) ストチューカ ソヴェト法の理論(司法資料一七二号 一九三二年一〇月) 二二一―二四ページ

六 市民法の物質的基礎の変移

われわれは前項において、市民法のもつ社会的役割について考察してきた。もちろん市民法が事実において資本主義的生産関係を維持し、擁護しているという側面と同時に、それがどのような法論理的構造をもって、理論的な根拠づけをなされているかの二つの側面に焦点をあわせて、考察することにしたわけである。この二つの課題は、市民法のもつ社会的役割が社会的妥当性をもつものだとされる論拠となるものである。従って同時に取り扱われなければならぬ。この場合、われわれはこの課題を取扱う場合にとくに後者の課題に力点をおきつつ、前者との関連において考察を進めてきたわけである。そして、かかる課題の取扱の進展につれて、同一の社会構成体の内部にあっても、従って、資本主義社会にあっても、その物質的な土台をなしている資本主義的生産関係そのものが、たえざる変化・発展をとげていること、しかもそれとの関連において、われわれの思考を追求してゆかなければ、正しく解決しえないことを理解できるようになった。これは固定化されて表現されている市民法のうちにも、たえず変化が生じているという事実から、無視することのできない問題である。このことは F. Engels が『K・シェット宛の手紙』(一八九〇年一〇月二七日附)のなかで述べていることは、すでに引用した叙述によって明らかだと思¹⁾う。それは資本主義的生産関係が発展すれば、市民法もそれにもなつて発展せざるをえないからである。なぜならば市民法は、拡大された

経済的諸関係のすべてを規制できなければならず、従ってその一切を包括するように変化せざるをえない。こんにちわれわれが事実によって知りうるように、すべての他の法律と同じように、この市民法自体も社会の一般的な社会・経済的条件を表現するものから、ますます遠ざかってしまうという傾向を強めている。

ではこういう市民法の一般的な傾向は、どこから生れ得るのだろうか。それはいうまでもなく、資本主義社会における経済的諸関係の変化である。この経済的諸関係の変化にもとずいて、市民法はじぶん自身の内的な『意思概念』に、その存在の根拠を求めようとする。市民法はこの内的な要求に従って、その発展の根拠をもとめるといって一個の独立した要求をもっている。従って市民法は産業資本主義の段階においては、経済関係の諸変化よりもすみ、独占資本主義の段階においては、経済関係の諸変化にたちおけるといって相対的の独自性をもつことになる。こういう市民法のもつ一般的傾向を、F. Engelsは『人間は、人間自身が動物界からおこったことを忘れているかのように、彼らの法律が彼らの経済的生活条件からおこったことを忘れている』²⁾という記述によって表現している。従って、市民法自体のもつ歴史的な発展過程を考察してゆくばあいには、まずもって資本主義社会の物質的基礎の変移についての、理解と考察の前提にたつことが必要なわけである。これがこの項での中心的な課題をなしていることはいうまでもない。

(1) すなわち F. Engels は『法律は一般的経済的狀態に照応し、その表現でなければならぬばかりでなく、また内的矛盾によって自家撞着することのない内的に、連関し、あつた表現でなければならぬ。そしてそういう狀態をなしとげるために、經濟關係を反映する忠実さがしだいにそこなわれてゆく』(邦訳マル＝エン選集一五卷下 大月書店版 一九五〇年一月 五一—八ページ)と述べている。このことは法律が、従って市民法がいったん形成された後には、ますます經濟關係から引きはなされてゆくことを、説明したものである。そしてそれが市民法の抽象的規定性からでてくることを明らかにしている。

(2) F. Engels; zur Wohnungsfrage, 1872. (邦訳マル＝エン選集一五卷上 大月書店 一九五一年一月 一七四—一七五ページ)

さて、資本主義生産の発展は、二つの歴史的に継起する二つの段階をうみだす。それはいうまでもなく、産業資本主義の段階と独占資本主義の段階とである。そして産業資本主義は、まだ自由競争の支配している段階である。この自由競争、すなわちいわゆる『経済的自由主義』に従って、個別的な産業資本は、利潤追求と資本の蓄積という資本主義的精神によって、相互に競争しあう。そしてこの経済的競争をつうじて、次第にその生産規模を増大し、生産機構そのものの変化を導いていった。こうしてそこに資本の集中・集積の事実が結果することになった。すなわち個別資本は生産規模を拡大し、他の個別資本にたいして経済的優位を確保するために、その利潤の一部を蓄積し、それを資本化してゆく。それと同時に個別資本相互が結合し、資本を集中し、次第に大資本となり、また大規模経営となってゆくのである。このような個別資本の運動は資本主義社会の一般的傾向となり、この社会全体をとらえずにはおかない。すなわちこれはたんに個別的な経営主体の内部において、自己増殖するということだけではなく、それは全社会的規模でのそれぞれの個別資本の相互の対立と、競争のうちに遂行されるわけである。従ってこの競争の事実から、個別資本のなかでもっとも優秀な大経営が、ますますこうした資本の集中・集積を有利に展開することができることになる。しかし資本主義生産の発展を概観するならば、一九世紀のなかばごろまでは、なお多くの資本主義諸国においては、まだ軽工業が資本主義的企業のなかで、優位の地位をしめていた。企業経営の規模はまだ小さいく、小規模の多数の企業は多くのばあい、個々の産業資本家の個人的な所有となっていた。従ってこんにちのように、企業経営の一般的形態である株式会社の形態による大企業の比重は、きわめて小さかったのである。ところが一八七三年の恐慌は、こうした企業の多くに破滅的打撃をあたえることになった。そしてその必然的な結果は、資本の集中と集積とをおしすすめることになった。これまでの産業資本主義は、巨大な産業資本を中心として、次第に独占資本主義へ移行すること

になったのである。この産業資本主義からの独占資本主義への移行は、それぞれの国における具体的な社会・経済的諸条件によって、ことなっていることは言うまでもない。しかしほぼ一九世紀の終りから二〇世紀の初頭に完了したことは、よく知られているところである。こうしていまや主要な資本主義諸国の工業における比重は、重工業を中心として、発展してゆくことになった。そのなかでも製鉄業、機械・製作業、鉱山業などが、支配的な役割をはたすようになってきた。しかもこれらの企業の発展には、ぼう大な基礎設備を必要とし、従って巨大な投下資本を必要とするのである。このため株式会社制度がひろく普及し、この法律的技術の利用によって、資本の集中・集積は、いちじるしく促進されることになったのである。⁴⁾ こうした資本主義社会の内部に生じた歴史的事情の変化によって、これまでの市民法では、もはや充分にその機能を發揮することができなくなる。たしかに市民法は資本主義社会の成立によって、新しい資本主義的生産諸関係の法律的規制として、その体系的形成の端初をあたえられたものであった。従って資本主義社会において『剰余価値の法則』が貫徹している限り、市民法自体はその存立の基盤を、まったく喪失してしまふということはないはずである。しかしこのような資本主義社会の社会・経済的諸条件の変化が、とう然に市民法を把えないわけにはゆかない。これまでの市民法のもつ社会的役割は役に立たないものとなってしまふ。これは人々の法律的確信を、根本からゆり動かすことになる。人々がこれまでいっていた市民法にたいする自然的根拠、つまり自然法にもとづく法論理の一貫性に従って信じてきた市民法上の諸原則は、実は歴史の具体的な諸条件の上にならば、かくあるべきであると考えられてきた規範にすぎないということを知ることができるようになってきた。つまり時代が移り、事情が変化するならば、これまでの市民法もその神通力を失わざるをえないことに気づいてきたのである。市民法を変化しないものだと考えることは、それが変ることがないことによって、利益をうける階層

にとつて必要なことである。市民法の固定した法律秩序的なかで、ますますその生活上の圧迫をうけている大多数の人にとつては、市民法はもはや不易の価値としては通用しないであろう。もしもこの固定した法律秩序的重圧にたえかねて、これをはねかえそうとする力がうつつ積するならば、この法律秩序的ものを無理に安定させようとする⁵⁾ことが、かえつて法律秩序的ものの崩壊を、まねきよせることになることはとう然なことである。

(3) 大塚久雄 株式会社発生史論(中央公論社 一九四八年七月)二四二ページ。

(4) Akademie Der Wissenschaften Der Udssr Institut Für Ökonomie, POLITISCHE ÖKONOMIE Lehrbuch, Dietz Verlag, Berlin, 1955. (邦訳 経済学教科書第二分冊(合同出版社 一九五五年四月)三七三ページ)

(5) 尾高朝雄 法の社会的構造 勁草書房一九五七年一〇月 三五二ページ。

こういう理由によつて、資本主義そのものもつ矛盾によつて発展することになると、この市民法のもつ法理と体系とが、急速に確立していったのである。この産業資本主義の発展と市民法との相互関係は、産業資本主義の段階においては、ある程度まで合致できたのである。つまり市民法は、資本主義的生産諸関係と、ある程度まで照応関係におかれていたのである。しかし産業資本主義から独占資本主義への移行によつて、資本主義が独占資本主義の段階になると、市民法が本来的にもつていた体系は、資本主義的生産諸関係の拡大・強化によつて、ますますその規律する対象を拡大せざるをえなくなった。従つて市民法はそのなかに包摂されざるをえない諸法域を、拡大してゆくことになつたのである。資本主義社会においては『剰余価値の法則』が貫徹している。つまり資本主義生産そのものは、労働者の不払労働、つまり剰余価値の獲得をめざしてなされていくわけである。従つて、個々の資本家は、かれの実現しようとする利益を、労働商品として買付け、そのことによつて労働者自身を、すなわちそれのもつ労働能力そのものを獲得する。K. Marx が述べているように、『資本家のうる利益、彼の実現する剰余価値は、まさに労働者が資

本家にたいし、商品に実現された労働ではなく、じぶんの労働能力そのものを商品として売ったことから生ずる。もしも労働者が資本家にたいし、商品所有者として最初の形態で対処したとすれば、資本家は利潤をえること、すなわち剰余価値を実現することができなかったであろう。というわけは、価値の法則にしたがえば、等価物どうしが交換され、同等量の労働が同等量の労働と交換されるからである。資本家の剰余が生ずるのは、まさに彼が労働者から買うのは、商品でなくその労働能力そのものだということ。しかもこの労働能力が、その生産物よりも僅かの価値しかもたない——または、同じことだが、それ自身に実現されといふよりも多くの対象化された労働に実現される——ということ、のせいである』わけである。

このため市民法は資本主義的生産関係を、商品の流通過程に展開される人々の相互関係を、法律的に規律することによって、彼の実現しようとする生産過程における剰余価値の創出までも、規律することができるわけである。産業資本主義の段階においては、まえにも述べたように、自由競争が、すなわち経済的自由主義がなされている。従って商品の交換にたいする規制そのものは、商品の生産をも規制することができる。それは資本主義的生産においては、資本そのものが社会的に平均化された利得を、獲得することが必要であるからである。つまりそこに『平均利潤の法則』が作用する。この産業資本主義の段階においては、『剰余価値の法則』は『平均利潤の法則』として貫徹されている。従ってこのことによって、まさに労働者は現にじぶん自身が雇傭され・はたらいっているところの個々の資本家によって、剰余価値をただどりされているだけではなく、資本家階級全体に搾取されることになる。こうして資本主義社会では、ブルジョアジーとプロレタリアートのあいだの対立・抗争が生ずることになる。このことはつぎのことを意味しているわけである。すなわち『平均利潤の法則』は労働者または個々の労働者集団が、部分的利益のため

に斗争しても、つまり個々の資本家といくら斗争したとしても、それによって労働者階級の状態が、根本的にかわらないことを意味しているということである。⁷⁾ こうした理解は、ことに独占資本主義への移行という社会・経済的条件のもとで、必然的にブルジョアジーとプロレタリアートのあいだの矛盾が、激化するという事実にあらわれてくる。このことを人々はじぶん自身の経験にもとづいて、しっかりと理解する。こうして巨大な企業の内部で生長し、組織づけられたプロレタリアートは、資本主義そのもののくびきをなげすめるために努力しはじめた。かくして到るところで革命的運動が、いつそう大きな規模でなされるようになってきた。これらの諸現象は、資本主義社会における生産過程そのものに、重大な影響を与えざるをえない。労働者の企業内における活動は、生産そのものを破壊しきる。独占資本は資本主義的生産や再生産をつづけるためには、これまでのように、たんに商品の交換関係のみを規制すれば、その自動的な調節作用にもとづいて、生産そのものを規制することはできなくなった。独占資本主義の段階では、これまでの『平均利潤の法則』は、質的に異なる『最大限利潤の法則』に変質してしまっている。従って独占資本がこの最大限利潤を獲得するためには、どうしても生産そのものを規制する必要があるのである。従って、市民法にたいして直接に生産そのものを統制する機能をあたえようとする要求を、あたえることになった。こうしてこれまで市民法がもっていた商品の流通過程にたいする規制的作用としての、体系的意義に変化が生じることになった。市民法が直接的に規律していない商品の生産過程についての調整と規制とは、いまや独占資本にとつては緊急の必要事となったわけである。このことは市民法の体系自体の根本的な、再吟味をよび起す必要性を、導きだした根底となっている。まさにこの事由による自然の帰結であるといえるのであった。⁸⁾

(6) K. Marx: Theorien über den Mehrwert, Vierter Band des "Kapitals", I. Teil, Dietz Verlag, Berlin, 1956.

(剩余価値学説史 長谷部文雄訳 青木書店 一九五七年二月 四五五―四五六ページ)

(7) Akademie Der Wissenschaften Der Udssr Institut Für Ökonomie, POLITISCHE ÖKONOMIE, Lehrbuch, Dietz Verlag, Berlin, 1955. (邦訳 経済学教科書第二分冊 合同出版社 一九五五年四月 二七三―二七四ページ)

(8) 橋本文雄 社会法と市民法 (有斐閣 一九五七年三月) 二〇九ページ

この革命的な労働運動の発展に対して巨大な影響を及ぼしたのは、一九〇五年の最初のロシア革命であった。これに影響されていたところで強力なストライキ運動の波が打ちよせてきた。この緊迫した情勢のもとにあって、資本主義的独占と結合するブルジョア国家機関は、労働者階級にたいする弾圧の手段を大いに強化した。とくに武力はストライキ運動との斗争において、終始行使されたのである。こうして独占資本主義のもとで『最大限利潤の法則』が貫徹される限り、これまでの市民法のもつ市民法的適法性の役割は、しだいに減少することになってきた。それは市民法的適法性が、独占資本にとってじぶん自身の支配を鞏固なものとする有力な地位を喪失し、むしろそれをば極格とさえ感ずるようになってきたからである。なぜならば市民法は商品の交換関係のみを、つまり自由の意思関係に転化された法律関係のみを規律するからである。そうした論理構造によってのみ、市民法における諸原理、つまり契約の自由性、所有権の絶対性、個人意思の自治、法律的人格の平等性、過失責任主義などがなりたっているわけである。従って独占資本主義の段階における商品の生産過程そのものを規制する必要性にたいしては、すくなくともその要求に答えることができないわけである。従って独占資本の生産過程にたいする法律的な統制的機能を、市民法にもりこもうとするばあいに、市民法のもつ論理構造そのものが、阻害要因になってくるのである。すなわち市民法の形成は、封建社会における人間の身分的隷属、中世特権、封建的領有や土地への領民の束縛などから、平等者として解放し、一切の特権の廃止、市民的私有財産の保証、ギルド的制限束縛より自由な商品生産への転化などを内容とし、特徴とし

ている。市民法はそうした特質をそなえることによって、社会一般の共感をよびおすと同時に、封建社会の胎内に芽ばえ、社会全体の生産関係をとらえずにはおかなかった、資本主義的生産関係の自由な展開を、保障するためであった。従って、市民法のなかに表現されているあれこれの法律的理念は、いづれもいわばブルジョア民主主義の法律的反映として、完成せられたのであった。K. Marxの述べているように、『人間が法律のために存在するのではなく、法律が人間の為に現存する。法律は人間の定在である』¹⁰⁾でもあったわけである。このばあい市民法のなかに定在する人間は、ブルジョアジーとしてのそれである。従って市民法の物質的土台のなかに示される矛盾は、とうぜん市民法のなかに反映している。独占資本主義のもとでは、まえに述べた『最大限利潤の法則』が貫徹している。従って産業資本主義の段階での『平均利潤の法則』とはことなり、生産手段にたいする私的（資本主義的）所有と社会的生産との矛盾が、激化することになる。巨大な企業での生産は、ますます社会化してゆく。一方ではその社会的生産物（商品）が私的に所有され、その配分は、個人的である。この矛盾は社会の発展をはばむほどに激しいものとなってきた。現代独占資本主義では、この矛盾はぎりぎりのところまで押しすすめられているのである。¹¹⁾

この時期に、社会的矛盾の調整的機能をもってするいわゆる『社会的立法』の諸規範が制定されたのである。もちろん社会的諸立法は産業資本主義の段階においても、労働力の確保という使命をもってあらわれていた。しかしとくに第一次世界大戦後の社会的矛盾の激化を背景として、次第に体系化され、ついに『社会法』としての独自の法領域を確立しえたのである。のちに述べるようにこれらの社会的立法は、資本家のために労働者の強制的労働を強化することを助成するものとして、もち出されたものではあった。¹²⁾しかし体系化された社会法は、かかる労働者階級の革命的斗争からするブルジョアジーの一時的な後退をも意味しているのである。¹³⁾従って、この社会的諸立法の制定は、これ

までの市民法が唯一の法律的規範として、人々の社会的生活を規律してきた点に、終止符をうたざるをえなくなった。これはいわば市民法自体の、必然的な発展ともいふべきものでもあった。この市民法の発展の行程は、われわれがいままで理解してきたような、資本主義的経済関係を法律的に反映させ、それを固定化することから生じた矛盾をとりぞき、そこに一つの調和ある法律的体系をつくりだすことに努力してきた結果生じたわけである。

こうして F. Engels も述べているように、たしかに市民法はそれがいったん形成されてしまうと、『その経済的発展の影響と強制とが、その体系をたえずたたび突破して新しい矛盾のなかからみこんでゆく』¹⁴⁾ ことになったわけである。そして特定の歴史的段階においては、もはや市民法自体を、この新しい経済的諸関係にもとずいて、調和ある法律的体系として改変することができないような段階に到達せざるをえなくした。いままで市民法が直接規律していた商品の流通(交換)過程にたいする資本主義的法秩序づけは、それを通して商品の生産過程そのもの¹⁵⁾にたいしてまでも、規制するという機能を喪失してしまった。そしてこれとは反対に独占資本主義のもとでは、逆に生産過程そのものを直接規律し、それを通じて商品の流通(交換)過程までも規制してゆくということが、不可欠の条件となってきたわけである。社会的諸立法はかかる個々の具体的事情と必要性にもとずいて、制定されてきたものであった。しかしそれはやがて一つの体系的なものとしてまとまりをもたざるをえなくなった。こんにちわれわれが一般に『社会法』とよんでいる一つの法律的領域を形成しているのである。こういう市民法の悲劇的な分解は、この産業資本主義からの独占資本主義への移行を背景として、なされたわけである。それは独占資本のもつ生産過程にたいする直接的な統制的作用の結果として生じたのである。市民法はそうなる物質的基礎をもっていたのである。われわれはさらに、その点の考察を項をあらためてなしてゆきたいと思う。

- (9) Beecooahbiu Ihtauryt Iopuunneiax Hayk Mihidepetha Iocimmi Ceep, Cochetkoe Tpyrohoe I'pabo, Mockba, 1949.
 (山之内一朗訳 ソヴェト労働法下巻 巖松堂書店 一九五六年四月 三〇六ページ)
- (10) K. Marx: Kritik der Hegelschen Staatsphilosophie, s. 55
 (ソ同盟科学院哲学研究所 弁証法的唯物論(青木新書版第二分冊 一九五五年八月) 三一五ページ)
- (11) 山之内一朗訳 ソヴェト労働法下巻 二九八〜二九九ページ。
- (12) こういふ社会的諸立法のような社会改革の意味をもつ法律の規範の特徴だけを、レーニンはつぎのようになしている。すなわち『一切の改革は或る一步、すなわち向上への「一段階」を意味する改革であるに過ぎない。(尤もそれは反動的乃至保守的方策ではないが)しかし資本主義社会における一切の改革は、二重の性格をもっている。改革とは革命斗争を引き止め、弱め、或いは消滅させるため、また革命的階級の力とエネルギーとを粉碎し、かれらの意識を曖昧化すること等のために、支配階級のする後退である』(レーニン全集一巻四版 二〇五〜二〇六ページ)と。
- (14) エフ・エンゲルス K・シュミット宛の手紙 マルIIエン選集一五巻下 大月書店 一九五〇年一月 五一八ページ。

—(以下次号)—